

生活保護法における指定を受けた医療機関等は、指定を受けていることがわかるよう、表示することとなっています。

下記の標示例を参考に表示の実施をお願いします。

(生活保護法施行規則第 13 条)

指定医療機関、指定介護機関又は指定を受けた助産師若しくは施術者は、様式第 3 号の標示を、その業務を行う場所の見やすい場所に掲示しなければならない。

標示例

生活保護指定(医)

病院、診療所、訪問看護事業者、居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者、薬局、歯科医、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、居宅介護事業者、居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、地域包括支援センター、特定介護予防福祉用具販売事業者、助産師、施術者

備考

- ・この標示の規格は
縦 12.5 cm、横 5.5 cm程度とする。
- ・()内のうち、指定を受けた内容を記載すること。